

ID: 1092

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設等の許可		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第39条第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第39条第1項及び第2項の規定による。 (漁港の保全) 第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占有を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占有(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日